

平成 19 年度 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
業務実績報告書

平成 20 年 6 月

1 現況

(1) 設立目的

産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与する。

(2) 事業内容

産業技術に係る試験、研究及び調査に関すること。  
 産業技術に係る普及、相談及び支援に関すること。  
 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。  
 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 事業所等の所在地

西が丘本部：東京都北区西が丘 3-13-10  
 城東支所：東京都葛飾区青戸 7-2-5  
 駒沢支所：東京都世田谷区深沢 2-11-1  
 墨田支所：東京都墨田区横網 1-6-1 KFCビル 12 階  
 多摩支所：東京都立川市曙町 3-7-10  
 城南支所：東京都大田区南蒲田 1-20-20  
 八王子支所：東京都八王子市明神町 3-19-1

(4) 沿革

東京都立産業技術研究所は、平成 18 年 4 月、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、多摩中小企業振興センターの技術部門を統合するとともに、地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターとなる。

(5) 役員の状況

理事長 井上 滉  
 理事 鈴木 節男  
 理事 片岡 正俊  
 監事 宮内 忍（非常勤）

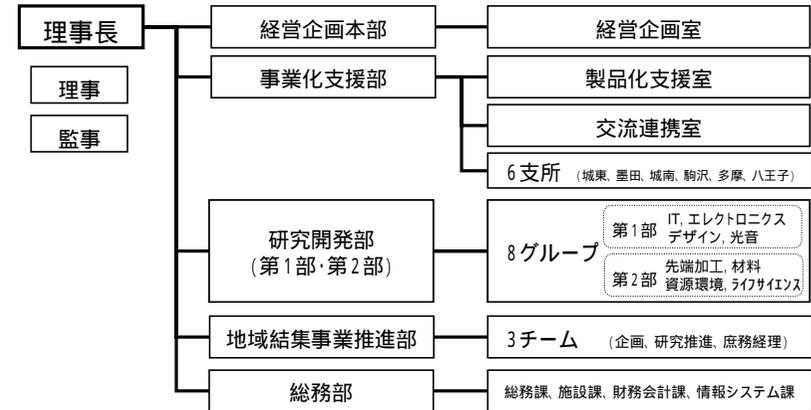
(6) 資本金の状況

11,059,545 千円（平成 20 年 3 月 31 日現在）

(7) 職員の状況

職員数 290 名（平成 20 年 3 月 31 日現在。役員除く。）

(8) 組織



2 基本理念

都民サービスにおいて、スピード対応、サービスと質の向上、製品化・事業化の支援を 3 本柱として取り組み、結果として、顧客満足以上の「喜び」を感じていただける「Customer Delight (カスタマー・デライト)」の実現をめざす。

3 東京都立産業技術研究センター第 1 期の取り組み目標

新製品・新技術開発等のための事業化支援の推進  
 試験研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進  
 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施  
 研究成果の普及と技術移転の推進

4 法人運営

地方独立行政法人として、組織、人事、財務などの経営の基本的事項を自己責任のもと実施し、透明で自立的な運営を行う。

また、効率的、効果的な試験・研究・普及事業を行うとともに、人事制度や財務会計制度の弾力化を図る。明確な年度計画を設定した上で、目標を達成し、都内中小企業の振興や産業の活性化に努める。

平成 18 年 4 月、地方自治体の試験研究機関では、全国で初めて地方独立行政法人化し、産業支援を担う新たな主体として、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「産技研」という）を設立し、東京都における産業技術の一体化支援組織となった。

平成 19 年度は、産技研にとって、法人化 2 年目にあたり、中期目標達成に向けた取り組みを強化するとともに、経営品質向上のための業務改革に着手した。その結果、依頼試験、機器利用、技術相談等の数値目標を達成するとともに、多くの業務改革を行い、利用者へのサービス向上を実現した。

## 1 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

### 製品化支援

・財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき、技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施した。新たに、東京都中小企業事業化ファンド事業への協力等の連携事業を開始するなど、連携の拡大を図った。

・西が丘本部に、昨年度開設した「デザインセンター」のニーズ対応強化として、新たに 3 機種の機器を導入するなど、機器利用の促進に努め、設計、試作、販売促進などデザインを活用したものづくりを支援した。機器利用実績（1,690 件）が前年度比 160%増となるなど、利用者のニーズに沿った事業を展開してきた。

・自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために、機器利用サービスの提供を行い、37,024 件（前年度比 14%増）を実施した。また、利用企業からの要望が多かった環境試験機器を 10 機種導入・更新し、「環境試験センター」として整備し、製品の安全性、信頼性に関する技術解決に貢献した。

### 産学公連携等の推進

・産学公連携コーディネータによる企業からの技術相談を 457 件実施し、19 件を共同研究や受託研究に結びつけた。

・新たに独立行政法人産業技術総合研究所とナノテク分野に関する業務提携を締結した。その他、自治体や学協会や金融機関等との産学公連携を強化し、連携事業の推進を図った。

・都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の 1 都 3 県による「首都圏テクノナレッジフリーウェイ」を通じ、インターネットによる首都圏の公設試験研究機関（以下、「公設試」という）の技術情報を提供した。1 都 3 県公設試間の活動の一つとして、6 つの技術分野にわたるパートナーグループ活動により連携強化を図った。

### 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

・都、区市、商工団体等から受託した技術審査について、信頼性や公平性が評価され、計 25 団体 46 事業の審査に携わり 3,072 件の技術審査を実施した。また、新製品・新技術開発に関する助成事業、技術表彰、認定等の技術審査を通じ、東京都中小企業の技術面、経営面での支援に貢献した。

### 知的財産権の取得及び活用の促進

・特許出願へ向けた取り組みとして、職員向け研修の充実や公社知財センターとの連携強化など、精神的な取り組みを行った結果、前年度比 160%増の 26 件の特許申請を行うことができた。

## 2 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

### 依頼試験

・国際的に通用する証明書の発行が可能な計量校正事業者登録制度（JCSS）について、昨年度試験業務を開始した「電気」区分に続き、新たに「温度」区分の取得への取組みを実施し、登録申請を行った。

・利用者の利便性向上への取組みとして、従来のコンビニ、銀行振込の料金支払い方法に加え、クレジットカード等の支払いを開始した。

・JIS 等に規定が無い、個別の試験に対応したオーダーメイド試験を拡大し、前年度比 71%増の 288 件実施した。

・製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決のため、依頼試験を 96,288 件（前年度比 18%増）実施した。また、産技研が日本電気協会誘導灯認定委員会の指定検査機関に登録されるなど、信頼性・公平性の高い指定機関として、依頼試験を実施した。

### 技術相談

・来所、電話、電子メール等の技術相談を 81,154 件（前年度比 7%増）実施し、利用者への製品開発支援や技術的課題の解決に貢献した。

## 3 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

### 基礎研究・共同研究

・産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えるべく、重点 7 分野に該当する研究テーマ 33 を含めた 49 テーマ（前年度比 17%減）を実施した。また、中小企業や大学等と協力し、応用研究や製品化に向けた共同研究を 42 テーマ実施（前年度比 17%増）し、研究成果の製品化を図る取り組みを行った。

### 外部資金導入研究

・産技研の基礎研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すため、提案公募型研究に積極的に応募し、17 件の研究課題に取り組んだ。また、企業からの委託に基づき産技研が短期の研究・調査を行う受託研究を、10 件実施した。外部資金獲得額は、提案公募型研究と受託研究を合わせて、約 1.6 億円に達した。

・昨年度採択された独立行政法人科学技術振興機構（JST）地域イノベーション創出総合支援事業「地域結集型研究開発プログラム」（5 年計画の 2 年目）を産技研が中核機関として推進し、平成 19 年度分として 2.4 億円の外部資金を獲得した。

・科学研究費補助金申請指定機関として文部科学省の指示に基づく「科研費ガイドラインに基づく規則」の制定など、応募できる体制を整備した上で、20 年度研究テーマに 34 件応募した。（5 月に 5 件採択通知あり）

## 4 研究成果の普及と技術移転の推進

・中小企業の技術力向上や技術者の育成を支援するため、技術セミナー・講習会 78 講座（前年度比 3%減）を開催した。新たに、新技術や産業動向を考慮し、9 件のセミナーを開設した。また、企業団体の要望に沿った研修への取り組みとして、オーダーメイドセミナーを拡大し、118 件（前年度比 20%増）実施した。

・産技研の研究成果を中小企業や都民に還元するため、東京都の自治体や近接県の公設試と連携し、研究発表会や施設公開、展示会、ホームページや各種広報媒体等を通じて、積極的に公表し、普及に努めた。

・海外 19 ケ国の中小企業支援機関との交流を通じ、東京都の産業技術及び産業施策について、情報提供すると共に、中小企業の支援方法に関する意見交換を実施した。

## 5 産技研の業務運営

・業務の「間接・管理部門の革新的改革」として全職場からの業務改革提案に基づき、初年度として 90 項目を実施した。例えば、利用料金のクレジットカード決済開始等で、利用者へのサービス向上を実現した。

・法人資産の適正かつ効率的な資金管理及び安定的な資金運用を行うため、「資金管理規則」に基づき、資金の適正かつ効率的な管理を行った。

・産技研の基本理念とその理念を実現するため行動指針並びに行動基準を「憲章」として策定した。「憲章」は HP で公開すると共に、職員へは名刺サイズのカードを作成、携帯し、理念の徹底を図った。